

みんな大事なひとり

市民と人権 2019

あなたの命
私の命
大事な宝

広島市人権啓発ポスター（令和元年度）

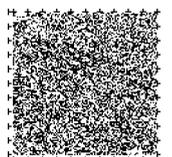
協力：広島県立祇園北高等学校

特集1 「三方良し」の福祉
～福祉と企業の共存～ ……P1～P2

特集2 広島に住む外国人から見た日本
～よりよい相互理解のために～ ……P3～P4

様々な人権課題 ……P5～P6
人権に関する各種相談窓口 ……P7

広島市



企業向けの人権啓発講座(平成31年2月13日開催)で、「三方良し」の福祉のあり方について、実際のさまざまな事例をご紹介いただきました。そのなかで、企業のできる具体的な支援について考え、障害のある人が働くということについて理解を深めました。

「三方良し」の福祉とは

障害のある人が働く作業所と企業が連携して、作業所の特性を生かしながら、企業も利益を追求でき、お客さまも満足できるような製品などを作る。このような誰にとっても有益な福祉のあり方を、ここでは「三方良し」の福祉と呼んでいます。



障害のある人が働く作業所

作業所では、障害のある人がそれぞれどのようなことができるかを考えて、製品などを作っています。工業製品の部品や人形、食料品など様々なものが作られています。

最近は製品自体の価格下落や注文数の減少などにより、作業所の収益は減少する傾向にあります。収益を上げるためには、資金やアイデア・技術、販路の拡大などが大切です。

作業所で製作されたものが、子どもの教材として利用されています。

- ・ペットボトルロケットの材料
(実験教材)
 - ・ひよこからニワトリに変身する人形
(生きものの成長の教材)
 - ・お弁当箱(中身入り)のおもちゃ
(食育の教材)
- 子どもの教育を障害のある人が支援しています。



作業所と企業の連携

企業は、お客さまがより満足するには何が必要か、どうすれば商品が売れるのかを考えており、アイデアや技術など商売で培ったノウハウを持っています。それらを活用し連携することで、お互いにメリットが生まれることがあります。

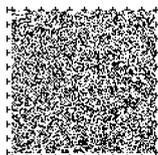
(連携例)

- 企業から不要になったきれいな空のペットボトルを提供してもらい、ペットボトルロケットの材料費を大幅にカットすることができた。
- 企業に商品の製作過程を見てもらい、アドバイスをしてもらった結果、より良い商品が効率よくできるようになった。
- ホテルや空港と連携し、観光客を対象とした特徴のある商品を作り販売することで、人気が出て売れ筋商品となった。

メディアからの関心

作業所と企業が連携すると、メディアからの関心が高まります。福祉と企業の連携というニュースは報道で取り上げられる機会の多い題材で、企業の社会貢献としての効果は非常に高くなります。

作業所とスポーツチームが連携し、選手にそっくりのマスコットグッズを作ることで、メディアにも取り上げられ、大成功をおさめた例もあります。



講師：森 浩昭さん

料亭久里川 支配人

○講師プロフィール○

平成5年に広島市内の障害者作業所の製品を企業の店頭で販売する運動「僕らのアトリエ」を開始し、近年は、企業および行政とのコーディネートによる製品販売支援を中心に活動。



作業所の特徴を活かした得意技

作業所は、個々のお客さまのニーズに合わせた製品開発を行いやすいという特徴があります。ある作業所では一つ一つ手作業で製品を作ります。ネクタイを捨てるところなく使用したバッグを作ったり、オーダーメイドのイヌの人形を作ったりしています。

例えば、そのバッグが亡くなったお父様のネクタイで作ったものだとどうでしょうか。その人形が自分の飼っているワンちゃんそっくりだとどうでしょうか。オーダーメイドにより、個々のお客さまにとって非常に思い出深いものとなります。

このような製品を「ここに食い込む製品」と呼び、お客さまにとって、世界に一つとなるような製品を作っている作業所もあります。



↑実際のワンちゃん

↑人形

作業所と企業をつなぐ

作業所と企業のコーディネートにおいては、作業所の詳細な情報を把握するとともに信頼関係を築き、どちらかが主導するのではなく、それぞれの得意技を活かした連携を図ることが大切です。

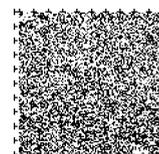
そのために、企業側は作業所が何の製作が得意か、何をたくさん製作できるかを理解し、作業所側は連携の中で「お客さまの満足」という意識をより高めていながら、商品開発などを行うことが重要と考えています。



障害のある人について知ろうとすること、考えることが「三方良し」の福祉への第一歩となります。

障害者差別解消法

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行されました。この法律により、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として不当な差別的取扱いをすることは禁止されています。また、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮を必要としていると伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応することが行政機関等においては法的義務とされ、事業者においては努力義務とされています。これらに対応するためにも、障害のある人のことをより理解していくことが大切です。



人権啓発市民講座(平成31年2月23日開催)で、ブラジルから日本に来た当初の体験談や、外国人市民の生活相談コーナーでの相談員としての経験を交えながら、外国人の日本での生活についてお話しいただきました。そのなかでお互いに相手の文化を尊重しながら付き合っていくためにはどうすればよいのかを考えました。

来日してから

来日して23年経ちます。今でこそ海外の食材も比較的手軽に買えるようになりましたが、20年前はそのようなものはありません。さらに、買い物に行っても書いてあることが何一つわかりません。どのように買うかもわかりません。金額の単位も見慣れないものです。夫の知り合いの紹介で工場に就職しましたが、コミュニケーションを全く取れないまま見よう見まねでの作業でした。

保育園に通っていた長男は、ブラジルでは全く好き嫌いがなかったのに、保育園では何一つ口にしなくなりました。そのため弁当を持たせました。また、ブラジルの家族との連絡手段もほとんどありませんでした。今は、携帯電話のアプリなどで、テレビ電話なども無料でできますが、当時、国際電話は高額であり、家族との連絡は月に1度できればよいくらいでした。基本的には手紙のやり取りでした。

他の多くの在日ブラジル人も同じような状況でした。働かなければ生活費が足りなくなる状況のなか、生きるのに必死でした。

<在留外国人のパターンと特徴>

清水さんが考える、日本に住む外国人の主なパターン。

●単身就労型

20代～40代独身、一般企業へ就職している人や、技能実習生であることが多い。留学を終えて就職し、単身就労型へ入る場合や、最初から就労目的で、語学の先生などで働きに来ている傾向が強くなっている。

●留学型

10代～20代で、独身、学生として勉強する傍らアルバイトをするなどしている。留学終了後は、帰国するか、単身就労型や日本人結婚型へ移行する傾向がある。

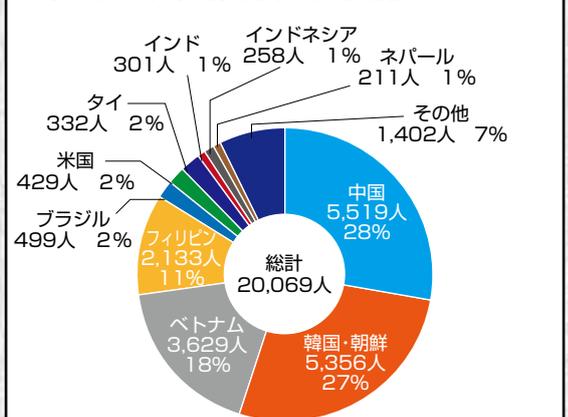
●家族帯同型

年齢の幅が広く、日系の外国人であることが多い。独自のコミュニティを構築して、日本人社会とは同化しない傾向がある。

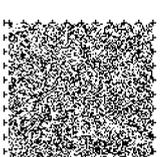
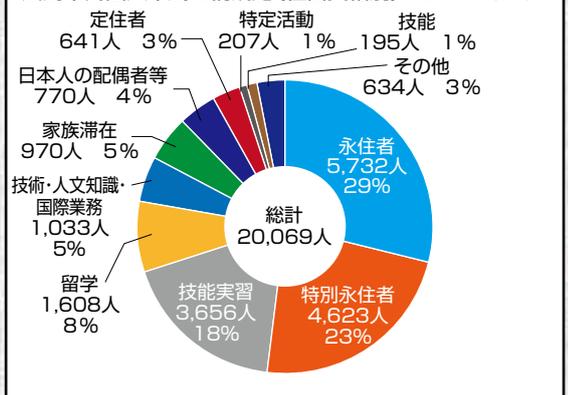
●日本人結婚型

30代以降で、就職している人が多い。日本人配偶者の家族と一緒に日本人社会へ同化していく傾向が強い。

広島市外国人市民の構成比(国籍・地域別) 令和元年9月末時点



広島市外国人市民の構成比(在留資格別) 令和元年9月末時点



相互理解のために～

講師：清水レイデさん

○講師プロフィール○
平成7年にブラジルから来日。
現在、公益財団法人広島平和文化センター
に外国人市民相談員として勤める。



様々な国から来日した人にとっては、新たに住み始めたところの文化や習慣の違いをすぐに受け入れられることもあれば、その違いから、コミュニケーションをとる際に思わぬすれ違いが起きることもあります。

すれ違いの例

外国人労働者が会社に入って仕事をしていくうちに、より効率の良い方法を見つけ、それを実行して良い結果を出したが、上司に怒られてしまったというケースがあるようです。

そのとき、外国人は短時間で良い結果を出したにも関わらず、なぜ上司から評価されないのかと思うことがあります。逆に会社の上司からすると、みんな決められた方法で行っているなかで、なぜ同じようにできないのかと思ひ、お互いに不満が溜まってしまうことになります。

外国人の労働環境

近年、外国人が劣悪な労働環境で働いている事案が多く発生しています。外国人労働者は、その環境が違法なことだと認識していない人も多いようです。労働者の権利について、外国人労働者に知ってもらうことも必要です。

すれ違いを解消するには

このように、「なぜ結果を評価しないのか」と思う人もいれば、「なぜ決められた方法ではないのか」と思う人もいます。文化や習慣が異なれば、いろいろと違う考えをもつことは不思議ではありません。そのようなときは、まず相手の考えをしっかりと理解するよう努めましょう。

そのためには、相手の文化や習慣などが自分とどのように違うかを知ることが重要です。そのうえで、「あなたのやり方はどのような考えによるものですか」「他にこういう考え方もありますよ」というように話しかけることで、自分の考えを相手にも理解してもらいやすくなるのではないのでしょうか。

お互いの考えを尊重しながら、相談や提案などのコミュニケーションを積極的にとることによって、さらに良い方法が見つかるかもしれません。

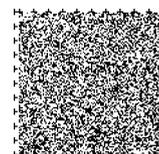


2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を迎えることもあり、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるようにしましょう。

平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。特定の国の出身であることを理由として、人々に悲しみや恐怖を抱かせる言動はあってはならないことです。



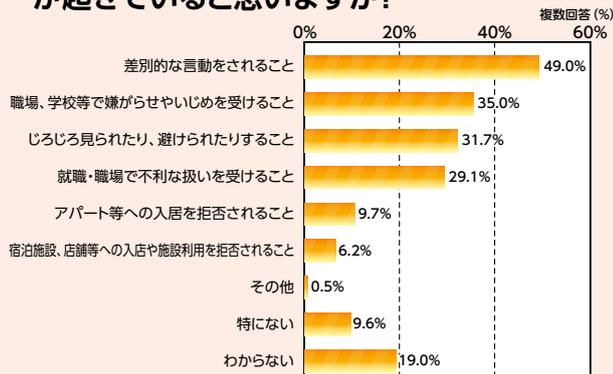
様々な人権課題

性的指向・性自認 (LGBT など)

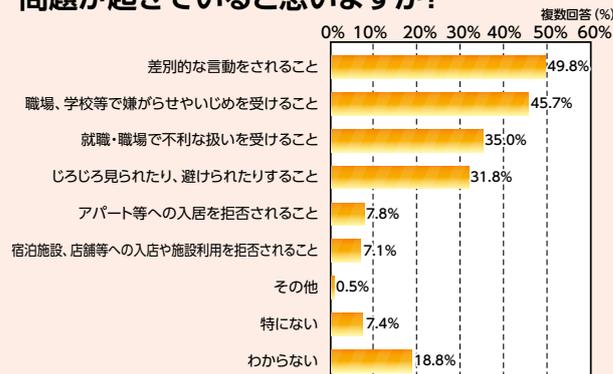
「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるかを言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指します。「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対し、根強い偏見や差別があります。

「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているか、どのようなアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを言い、「こころの性」と呼ばれることもあります。からだの性とこころの性が一致しないことに違和感を覚えて、からだの性をこころの性に近づけるために、手術を通じて適合を望む人もいます。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から 性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか?



●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から 性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか?



性的指向と性自認の性的マイノリティ(性的少数者)の人々は、「LGBT」と呼ばれることがあり、それらは一般的に次のことをさしています。

L:女性の同性愛者 (Lesbian:レズビアン)

G:男性の同性愛者 (Gay:ゲイ)

B:両性愛者 (Bisexual:バイセクシュアル)

T:こころの性とからだの性との不一致 (Transgender:トランスジェンダー)

「LGB」は性的指向、「T」は性自認です。LGBT以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、さまざまな人々がいます。

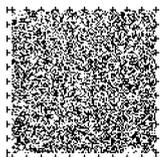
Sexual Orientation (性的指向)とGender Identity (性自認)の頭文字をとった「SOGI」という表現もあります。

性的マイノリティに対する偏見や差別の例

- 「ホモ」「オカマ」「男らしくない」「女らしくない」などからかう
- 「どこかおかしいのでは」「問題があるのでは」「気持ち悪い」などどうわさ話をする
- 本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露する(アウティング)

性的マイノリティの中には、自己の性的指向や性自認を肯定的に受け止めることができずに悩んだり、性的マイノリティへの偏見や差別に苦しんでいたたりする人もいます。偏見や差別が原因で、場合によっては職場を追われることさえあります。

近年は、性的マイノリティの人権に配慮した職場環境作りや企業内制度の構築に取り組む企業も増えてきています。性的指向や性自認を理由とする差別や偏見をなくし、すべての人が自分らしく暮らせる社会を築くために、性的マイノリティについて正しい知識を持ち、理解を深めていくことが大切です。

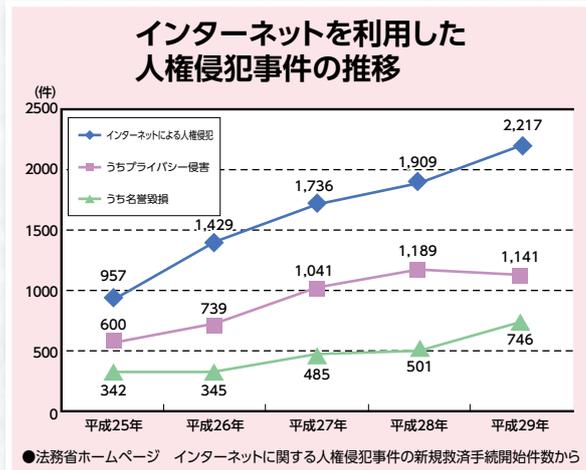


インターネットと人権

インターネットは私たちの生活を豊かにしてくれる便利なものです。しかし、匿名性が高いことを悪用して、SNSを利用した無責任なうわさやいじめ、個人情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、様々な人権侵害事案も発生しています。

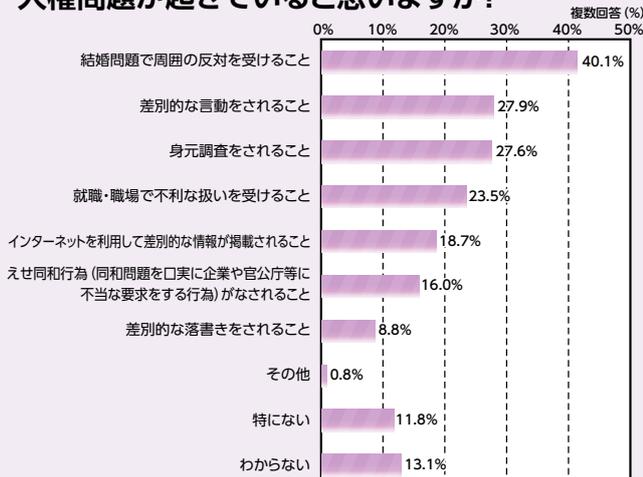
また、誰でも簡単に利用できることから、思わぬところで被害者にも加害者にもなる可能性があります。怪しいサイトにアクセスしないなど、自分の身を守りながら、ネットの向こう側にもあなたと同じ人間がいることを忘れずにルールを守って利用しましょう。

もし、被害にあった場合には、一人で悩まず、法務省が設けている相談窓口（7ページ記載）を利用しましょう。



同和問題（部落差別）

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から 部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。

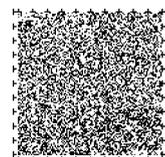
結婚・就職などにおける差別や、インターネット上で不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案が発生しています。このような状況のなか、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私たち一人一人が、同和問題（部落差別）を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない」という認識をもって行動することが大切です。

その他の人権課題

このほか、法務省では、以下の項目についても「啓発活動強調事項」として定め、問題の解決に向け取り組むこととされています。

- 女性の人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう
- 子どもの人権を守ろう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう



人権に関する各種相談窓口

■全国の法務局・地方法務局等が開設している相談窓口

みんなの人権110番



0570-003-110

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

受付時間 平日8:30～17:15

女性の人権ホットライン



0570-070-810

※IP電話からは接続できません。

受付時間 平日8:30～17:15

子どもの人権110番



0120-007-110

※一部のIP電話からは接続できません。

受付時間 平日8:30～17:15

インターネット人権相談受付窓口



←QRコードをバーコードリーダーで読み込んで接続してください。
受付時間 24時間

■人権擁護委員による人権相談

各区役所で人権擁護委員による人権相談を受け付けています。

相談時間 13:00～16:00(1人30分)

相談方法 相談日当日の8:30から電話で予約を受け付けます。(先着6人)

予約に空きがある場合は、電話での相談も可能です。

※相談日が祝日、8月6日、8月13日～16日、12月28日～1月4日にあたる場合は相談がありません。

相談場所	相談日	電話番号(直通)
中区役所区政調整課	毎月第2水曜日	082-504-2543
東区役所区政調整課	毎月第3水曜日	082-568-7703
南区役所区政調整課	毎月第1水曜日	082-250-8933
西区役所区政調整課	毎月第3木曜日	082-532-0925

外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)



0570-090-911

(Weekdays 9:00～17:00)

対応言語

English(英語) Chinese(中国語)
Korean(韓国語) Filipino(フィリピン語)
Portuguese(ポルトガル語)
Vietnamese(ベトナム語) Nepali(ネパール語)
Spanish(スペイン語)
Indonesian(インドネシア語) Thai(タイ語)

広島市外国人市民の生活相談コーナー

〔生活全般の相談、行政機関等への同行または電話による通訳〕
対応言語：中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語

電話番号 082-241-5010

受付時間 平日9:00～16:00

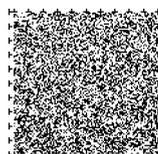
場所 広島国際会議場1階 国際交流ラウンジ内
(広島市中区中島町1-5)

LGBT相談(エソール広島相談事業)

電話番号 **082-207-3130**

受付時間 毎週土曜日(祝日を除く)10:00～16:00

相談場所	相談日	電話番号(直通)
安佐南区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-831-4925
安佐北区役所区政調整課	毎月第4木曜日	082-819-3903
安芸区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-821-4903
佐伯区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-943-9706



行政資料登録番号 広G9-2019-280
主管課 広島市市民局人権啓発部人権啓発課
TEL 082-504-2165

(この冊子は法務省委託事業で製作しています)